

グループ・スリーS会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、グループ・スリーSという。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を当会の代表宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、消費生活サポーターの主体的な活動を中心に、行政や関係諸団体と協働して、消費生活分野において消費者教育をはじめとする諸事業を行うことにより、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって区民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(グループ・スリーSの活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 消費者教育の推進活動
- (2) 消費生活に関する普及啓発活動

(グループ・スリーSの事業)

第5条 この会は、前条（第3条）の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 杉並区からの受託事業
- (2) 消費生活における合理的な行動と判断力を高めるための普及啓発に関する事業
- (3) 消費者問題に対する情報収集及び調査研究に関する事業
- (4) 関係諸団体との連携による事業
- (5) その他前条（第3条）の目的を達成するために必要な業務に関する事業

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 この会は、杉並区立消費者センターが認定する「消費生活サポーター」の資格を持っている者によって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会する者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

- 2、代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3、代表は、第2項の者の入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 年会費を、指定納付日より3ヶ月以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合は総会の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) この会則に違反したとき
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき
- 2、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員及び会計監査

(種別と定数)

第12条 この会に、次の役員と会計監査を置く。

但し、役員に欠員が生じたときは役員を兼任することができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 総務 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 会計監査 2名

(選任)

第13条 この会の役員と会計監査は、総会において選任する。

2、代表、副代表、総務、会計は、役員の内選とする。

(職務)

第 14 条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2、副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は、代表が欠けたときは、副代表がその職務を代行する。
- 3、役員は、役員会を構成し、この会則及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4、会計監査は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること
 - (2) 前 1 号の規定による監査の結果を総会に報告すること

(任期等)

第 15 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 役員又は会計監査のうち、3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 2、前項の規定により、役員を解任しようとする場合には、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会議

(種別)

第 18 条 この会の会議は、総会、役員会、及び定例会の 3 種とする。

- 2、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員及び会計監査の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他この会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、代表が招集する。

2、代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、緊急に総会の議決を要する事項が生じたときは、前項の規定にかかわらず、総会に付議することができる。

3、総会の議事は、この会則に規定するもののほか出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第26条 各会員の表決権は平等のものとする。

- 2、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した会員は、前2条および次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4、総会の議決については、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(役員会の構成)

第28条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第29条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第30条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 役員のうち2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(役員会の招集)

第31条 役員会は、代表が招集する。

- 2、代表は、前条第2項の規定により請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第 32 条 役員会の議長は、代表又は代表が指名した役員がこれに当たる。

(役員会の議決)

第 33 条 役員会の議事は、役員総数の過半をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の表決権等)

第 34 条 各役員の表決権は、平等なものとする。

- 2、やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した役員は、前条及び次条第 1 項の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4、役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 35 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(専門委員会)

第 36 条 役員会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題について調査又は検討を依頼することができる。

- 2、専門委員会は、その結果を役員会に答申する。

(定例会)

第 37 条 会員相互の意思疎通及び会の活動の円滑化を図るために、全会員を対象に定例会を開催する。

- 2、定例会の進行は、代表又は代表の指名した者がこれに当たる。
- 3、定例会の議題は、役員会において整理する。
- 4、定例会で出された意見等は役員会において検討し、事業計画及び日常業務の執行等に反映させることとする。

第5章 会計

(事業年度)

第38条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が提案し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

第41条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 この会の事業報告書及び収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が提案し、総会の議決を経なければならない。

第6章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第43条 この会の会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第44条 この会は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) この会が第3条の目的を達することができなくなったとき。

2、前項第1号の事由により解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第45条 この会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

附 則

1. 会費（会則第8条）の附則：「会費の納付」について下記の通り納入しなければならない。

- ① 会 費 の 額 : 年会費 2000 円
- ② 会費の徴収目的 : 当会の自主活動に充当することを主目的とする
- ③ 会費の納付期間 : 年度開始日より3ヶ月以内
- ④ 会費の納付方法 : 会計に直接支払う、又は指定振込先に振り込むこととする

2. 「自主活動の謝金」について：(平成24年4月1日より実施)

杉並区立消費者センターより依頼された事業以外のもので、グループ・スリーSが独自で行なう活動において役員会が実施を決めた活動に対し、下記基準で自主活動費を支払う。

(1) 謝金がない場合

同一の活動に4回以上携わった場合

謝金 1,000 円/1人

(2) 謝金があった場合

同一の活動に4回以上携わり、且つ依頼元から謝金が支払われた場合

謝金 2,000 円/1人

3. 「役員等手当」について：(平成27年4月15日より実施)

当会の運営を円滑に行うため、役員・専門委員長等へ手当を支払う。

(1) 役員 1,000 円/年 1人

(2) 専門委員長等 500 円/年 1人

但し、任期期間中に退任の場合、在任月度に応じて案分し支払うものとする。

4. 「機材及び資料運搬手当」について：(平成27年4月15日より実施)

(1) 私用車等を使用した場合 500 円/1回 (片道)

(2) 人力で運搬の場合 公共交通機関の実費

但し、機材及び資料等を運搬している際に、事故等による費用が発生しても当会は責任を負わない。

- ・平成20年3月12日施行
 - ・平成22年5月12日改正
 - ・平成23年5月11日改正
 - ・平成24年5月09日改正
 - ・平成25年5月15日改正
 - ・平成28年4月13日改正
- 以 上

